



6 江 監 第 9 1 0 号
令和 7 年 4 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員 松 土 英 男
同 佐 竹 としこ
同 やしきだ 綾香
同 河 野 清 史

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、佐竹委員は、令和 6 年 1 0 月 3 1 日から本監査に関与しています。

令和6年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令令第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和6年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和5年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和5年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和5年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織・事業	所管部
江東花火大会実行委員会	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課、総合区民センター、江東区文化センター、森下文化センター、古石場文化センター、江東公会堂	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局、健康センター、有明スポーツセンター、亀戸スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
株式会社明日葉	指定管理	大島福祉会館	福祉部
一般社団法人江東ウィズ	補助金交付	さくらんぼ子ども教室、まつぼっくり子ども教室、第2まつぼっくり子ども教室	障害福祉部
株式会社日本保育サービス	補助金交付 指定管理	南砂第四保育園	こども未来部

株式会社ネス・コーポレーション	補助金交付	ナーサリールームベリールベアー 深川冬木、ナーサリールームベリールベアー東雲	こども未来部
株式会社図書館流通センター	指定管理	東陽図書館、東雲図書館、城東図書館、東大島図書館	教育委員会事務局

3 監査の実施期日

令和6年10月1日から同年11月28日までのうち21日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和5年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、株式会社明日葉、一般社団法人江東ウィズ、株式会社日本保育サービス、株式会社ネス・コーポレーション、株式会社図書館流通センターの5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和6年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 江東花火大会実行委員会

(1) 団体の概要

江東花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は江東花火大会（以下「大会」という。）を開催するために設置され、大会の企画、立案、実施及び運営等を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東花火大会補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東花火大会補助金交付要綱（令和5年3月31日4江地地第1886号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	190,575,330円	概算払等
確定金額	170,575,330円	
精算金額	20,000,000円	

ウ 補助事業の概要

大会は、幅広い世代に伝統と文化を継承し、区民が江東区に誇りを持ち、「ふるさと江東」の意識と連帯感を醸成することを目的として、昭和57年8月から毎年8月に開催されている。

令和5年度は8月11日（金・祝日）に開催され、荒川・砂町水辺公園を会場に約6,000発が打ち上げられ、約1万人が来場した。

(3) 財政の状況

実行委員会は、区からの補助金収入のほか、広告収入金（協賛金）、都助成金収入、有料席販売収入等をもって運営されている。令和5年度における収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	208,772,898円	
広告収入金（協賛金）	3,020,000円	企業・団体協賛金
区補助金	170,575,330円	
都助成金	550,000円	地区花火大会事業補助
有料席販売収入	34,618,754円	チケット販売収入
その他	8,814円	祝金、利息等
支出	208,772,898円	

花火費	25,372,380円	花火代、台船代等
設営・運営費	103,501,530円	会場設営委託等
警備費	35,530,000円	会場警備委託
広報費	8,709,800円	情報発信、HP管理等委託
管理費	729,695円	通信・交通費、事務用品等
積立金	34,929,493円	次回積立金
予備費	0円	
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員130名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和6年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和61年3月江東区条例第9号）及び同施行規則（昭和61年3月江東区規則第24号）

(イ) 補助金額

交付対象	令和5年度	令和4年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	890,660,218円	879,210,826円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	116,609,462円	113,677,046円
合計	1,007,269,680円	992,887,872円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和5年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設内訳	令和5年度	令和4年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	631,990,002円	703,438,581円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	105,517,734円	100,368,689円
合計	737,507,736円	803,807,270円

エ その他

区は、財団に対して、「地域クラブ活動連携事業」（委託金額：1,093,000円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和5年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和5年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和5年度	令和4年度	増 減	摘 要
収入	2,487,183,934	2,430,308,846	56,875,088	
基本財産運用収入	23,405	99,035	△ 75,630	
特定資産運用収入	25,910	37,184	△ 11,274	
事業収入	158,667,686	139,424,722	19,242,964	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	481,317,793	432,084,191	49,233,602	施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等
補助金等収入	1,755,256,476	1,819,570,507	△ 64,314,031	
補助金収入	1,007,269,680	992,887,872	14,381,808	区補助金
受託収入	738,600,736	803,807,270	△ 65,206,534	区指定管理料等
助成金等収入	9,386,060	22,875,365	△ 13,489,305	
文化振興事業積立預金取崩収入	5,872,000	8,024,000	△ 2,152,000	
退職給付引当資産取崩収入	78,556,248	23,702,204	54,854,044	
寄附金収入	4,932,347	4,488,408	443,939	
雑収入	15,418	3,429	11,989	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,516,651	2,875,166	△ 358,515	
支出	2,484,862,758	2,427,792,195	57,070,563	
事業費支出	1,358,704,240	1,361,787,256	△ 3,083,016	
コミュニティ振興事業費支出	57,685,265	55,021,663	2,663,602	
グループ育成事業費支出	29,674,862	29,777,744	△ 102,882	
情報収集・提供事業費支出	27,929,406	27,731,887	197,519	
文化芸術振興事業費支出	72,017,849	68,544,399	3,473,450	
併設記念館展示事業費支出	4,662,063	3,188,227	1,473,836	
歴史文化施設事業費支出	34,438,665	29,891,390	4,547,275	
文化センター等事業費支出	1,093,000	—	皆増	
施設管理事業費支出	1,120,651,543	1,139,676,335	△ 19,024,792	
利用者支援事業費支出	10,551,587	7,955,611	2,595,976	
法人管理運営費支出	1,034,615,957	974,092,589	60,523,368	
人件費支出	957,829,719	894,910,551	62,919,168	
法人管理事務費支出	75,132,009	76,575,654	△ 1,443,645	
法人運営費支出	1,654,229	2,606,384	△ 952,155	
文化振興事業積立預金支出	6,516,651	6,875,166	△ 358,515	
文化振興事業積立預金資産取得支出	525	504	21	
退職給付引当資産支出	85,025,385	85,036,680	△ 11,295	
収支差額	2,321,176	2,516,651	△ 195,475	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和5年度 (令和6年3月31日現在) (A)	令和4年度 (令和5年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	434,197,188	370,949,542	63,247,646	17.1
現金	8,242,590	2,754,328	5,488,262	199.3
普通預金	395,634,287	329,149,977	66,484,310	20.2
未収金	18,514,383	27,971,148	△ 9,456,765	△ 33.8
前払金	702,801	605,940	96,861	16.0
棚卸資産	11,103,127	10,468,149	634,978	6.1
固定資産	1,121,275,260	1,107,979,075	13,296,185	1.2
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	765,093,354	757,979,041	7,114,313	0.9
文化振興事業積立預金	15,524,857	14,879,681	645,176	4.3
退職給付引当資産	749,568,497	743,099,360	6,469,137	0.9
其他固定資産	6,181,906	34	6,181,872	18,181,976.5
什器備品	34	34	0	0.0
リース資産	6,181,872	—	6,181,872	皆増
資産合計	1,555,472,448	1,478,928,617	76,543,831	5.2
負債の部				
流動負債	490,360,306	402,114,719	88,245,587	21.9
未払金	363,202,742	317,137,403	46,065,339	14.5
前受金	19,162,200	17,274,500	1,887,700	10.9
預り金	38,407,943	23,552,839	14,855,104	63.1
リース債務	1,545,468	—	1,545,468	皆増
賞与引当金	68,041,953	44,149,977	23,891,976	54.1
固定負債	951,707,160	973,772,085	△ 22,064,925	△ 2.3
長期リース債務	4,636,404	—	4,636,404	皆増
退職給付引当金	947,070,756	973,772,085	△ 26,701,329	△ 2.7
負債合計	1,442,067,466	1,375,886,804	66,180,662	4.8
正味財産の部				
指定正味財産	304,080,000	302,000,000	2,080,000	0.7
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(4,080,000)	(2,000,000)	(2,080,000)	104.0
一般正味財産	△ 190,675,018	△ 198,958,187	8,283,169	4.2
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(11,444,857)	(12,879,681)	(△1,434,824)	△ 11.1
正味財産合計	113,404,982	103,041,813	10,363,169	10.1
負債及び正味財産合計	1,555,472,448	1,478,928,617	76,543,831	5.2

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員64名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和6年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交付対象	令和5年度	令和4年度
健康センター	48,974,269円	44,427,913円
スポーツ施設	683,508,353円	664,473,883円
法人管理費	97,803,191円	122,961,009円
合計	830,285,813円	831,862,805円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和5年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和5年度	令和4年度
健康センター	68,355,178円	69,592,444円
スポーツ施設	655,973,213円	759,664,366円
スポーツネット管理業務	41,561,130円	16,551,001円
合計	765,889,521円	845,807,811円

エ その他

区は、公社に対して、「地域クラブ活動連携事業スポーツ教室」（委託金額：554,355円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。
令和5年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和5年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行わ

れており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理
業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を
促した。

(5) 監査委員意見

今回、有明スポーツセンターの現地を確認したが、設備の老朽化により
故障や不良箇所が多数見られ、施設を運営する上で支障となっている。平
成8年に開館してから区の計画による改修が行われていないとのことだが、
区民が安全に施設を使用できるようにするためにも、区は早急に施設の在
り方や方針について検討すべきである。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和5年度	令和4年度	増 減	摘 要
収入	2,064,396,337	2,053,494,969	10,901,368	
基本財産運用収入	24,262	24,208	54	
事業収入	456,775,756	338,546,810	118,228,946	利用料収入、スポーツ事業収入、健康事業収入等
補助金等収入	1,600,170,689	1,678,070,616	△ 77,899,927	
補助金収入	830,840,168	831,862,805	△ 1,022,637	区補助金等
受託事業収入	765,889,521	845,807,811	△ 79,918,290	区指定管理料
助成金等収入	3,441,000	400,000	3,041,000	
退職給付引当預金取崩収入	711,600	35,892,768	△ 35,181,168	
雑収入	6,714,030	960,567	5,753,463	受取利息収入等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,064,396,337	2,053,494,969	10,901,368	
事業費支出	1,952,947,854	1,891,054,017	61,893,837	
人件費	209,130,771	193,212,501	15,918,270	
健康増進事業費ほか5事業費	554,250,320	483,759,099	70,491,221	体力づくり事業費、スポーツ教室事業費等
健康センター管理事業費	72,558,818	78,766,887	△ 6,208,069	
スポーツ施設管理事業費	1,075,446,815	1,118,764,529	△ 43,317,714	
スポーツネット管理事業費	41,561,130	16,551,001	25,010,129	
管理費支出	106,039,534	142,629,694	△ 36,590,160	
管理費	104,374,340	141,153,141	△ 36,778,801	
運営費	1,665,194	1,476,553	188,641	
健康スポーツ事業積立預金支出	273	272	1	
退職給付引当預金支出	5,408,676	19,810,986	△ 14,402,310	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和5年度 (令和6年3月31日現在) (A)	令和4年度 (令和5年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	440,858,659	428,541,477	12,317,182	2.9
現金	4,891,840	3,121,610	1,770,230	56.7
普通預金	414,792,053	410,929,795	3,862,258	0.9
立替金	1,540,403	150,000	1,390,403	926.9
未収金	19,487,758	14,168,296	5,319,462	37.5
商品	295,605	304,776	△ 9,171	△ 3.0
貸倒引当金	△ 149,000	△ 133,000	△ 16,000	△ 12.0
固定資産	552,201,974	542,806,876	9,395,098	1.7
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	101,815,800	97,118,451	4,697,349	4.8
退職給付引当資産	88,197,359	83,500,283	4,697,076	5.6
健康スポーツ事業積立資産	13,618,441	13,618,168	273	0.0
その他固定資産	150,386,174	145,688,425	4,697,749	3.2
資産合計	993,060,633	971,348,353	21,712,280	2.2
負債の部				
流動負債	514,367,530	491,830,220	22,537,310	4.6
未払金	394,947,638	390,027,120	4,920,518	1.3
預り金	9,379,646	7,190,031	2,189,615	30.5
前受金	36,384,770	31,152,550	5,232,220	16.8
賞与引当金	16,067,509	14,522,684	1,544,825	10.6
短期リース債務	57,587,967	48,937,835	8,650,132	17.7
固定負債	343,169,478	331,455,931	11,713,547	3.5
退職給付引当金	248,666,450	232,894,422	15,772,028	6.8
長期リース債務	94,503,028	98,561,509	△ 4,058,481	△ 4.1
負債合計	857,537,008	823,286,151	34,250,857	4.2
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
一般正味財産	△ 164,476,375	△ 151,937,798	△ 12,538,577	△ 8.3
(うち特定資産への充当額)	(13,618,441)	(13,618,168)	(273)	0.0
正味財産合計	135,523,625	148,062,202	△ 12,538,577	△ 8.5
負債及び正味財産合計	993,060,633	971,348,353	21,712,280	2.2

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員68名（うち区派遣職員4名）で構成される（令和6年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び地域拠点事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交付対象	令和5年度	令和4年度
社会福祉協議会事業費助成事業	225,258,530円	152,973,506円
管理運営事業及び施設運営事業	173,658,373円	134,901,717円
応急小口福祉資金貸付事業	1,493,238円	1,524,672円
ホームヘルプサービス事業	3,544,239円	3,575,526円
福祉機器リサイクル事業	338,296円	313,544円
法人後見等事業	7,736,403円	7,472,282円
地域福祉コーディネーター事業	8,592,357円	5,185,765円
地域拠点事業	29,895,624円	0円

ボランティアセンター運営費助成事業	33,904,982円	34,699,772円
ボランティア活動推進事業	33,904,982円	34,699,772円
江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業	0円	6,001,380円
新型コロナ感染症包括支援事業	0円	6,001,380円
合 計	259,163,512円	193,674,658円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコン賃借料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和5年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和5年度	令和4年度
収 入 (1)	672,767,038円	561,802,026円
支 出 (2)	672,521,729円	563,052,890円
前期末支払資金残高(3)	39,147,428円	40,398,292円
収支差額(1)-(2)+(3)	39,392,737円	39,147,428円

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和5年度	令和4年度
収 入 (1)	1,970,938円	2,152,572円
支 出 (2)	1,595,738円	2,038,672円
前期末支払資金残高(3)	34,373,165円	34,259,265円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,748,365円	34,373,165円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 株式会社明日葉

(1) 団体の概要

株式会社明日葉（以下「会社」という。）は、平成4年10月に設立され、平成23年3月に子育て支援事業を開始した。現在は組織再編により、学童、放課後施設、児童館及びパブリック施設の運営を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 福社会館（大島、古石場、東砂）
- ② 児童館（古石場、東砂）

区は、会社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

大島福社会館

イ 指定管理

(7) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 指定管理料

施設名	令和5年度	令和4年度
大島福社会館	25,813,862円	25,380,540円

(7) 指定管理業務

江東区福社会館条例（昭和44年3月江東区条例第12号）第17条第2項に掲げる業務

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 高齢者・障害者の福祉増進に関する業務
- ③ 高齢者福祉施設、高齢者等の福祉の増進することを目的とする組織等との連絡に関する業務
- ④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ 施設の維持保全に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

大島福社会館は、主として指定管理料により運営されている。令和5年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入(1)	25,816,112円	
指定管理料	25,813,862円	
利用料金収入	2,250円	
支出(2)	24,401,418円	
人件費支出	19,858,782円	
事業費支出	2,302,342円	
施設管理費支出	682,644円	
その他支出	1,557,650円	法人管理費等
収支差額(1)-(2)	1,414,694円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されているが、所管部に提出した事業報告書のうち、管理経費収支状況の記載に一部誤りが認められたため、正確な報告書の作成に努められたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 一般社団法人江東ウィズ

(1) 団体の概要

一般社団法人江東ウィズ（以下「法人」という。）は、昭和54年より活動を始め、平成24年7月に一般社団法人を設立した。法人は、活動の主人公は障害のある人自身であるにとらえ、現在および将来にわたり、地域の中で豊かに暮らすことを目的として、障害のある子どもたちの放課後など学校外活動を通して発達保障する事業や、学校卒業後の余暇を有意義に過ごすために、地域活動の場を保障する事業等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において、障害児通所支援事業として以下の施設を運営している。

- ① さくらんぼ子ども教室
- ② まつぼっくり子ども教室
- ③ 第2まつぼっくり子ども教室

区は、法人に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

さくらんぼ子ども教室、まつぼっくり子ども教室、第2まつぼっくり子ども教室

イ 根拠法令等

- ① 江東区障害福祉サービス及び障害児通所支援事業運営助成金交付要綱（平成20年4月1日20江保障第2876号。以下「障害福祉サービス等運営助成要綱」という。）
- ② 江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和3年4月16日3江障施第182号。以下「PCR検査実施支援事業補助要綱」という。）

ウ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
さくらんぼ子ども教室	6,228,000円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	554,400円	PCR検査実施支援事業補助要綱
計	6,782,400円	

まつぼっくり子ども教室	7,087,200円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	114,420円	PCR検査実施支援事業補助要綱
計	7,201,620円	
第2まつぼっくり子ども教室	5,555,600円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	142,780円	PCR検査実施支援事業補助要綱
計	5,698,380円	

エ 補助事業の概要

障害児通所支援（放課後等デイサービス）事業に要する費用、従業者及び利用者への新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の受診に要した費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

法人は、主として自立支援費収入、補助金収入等をもって運営されている。令和5年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① さくらんぼ子ども教室

収入	支出	収支差額
40,574,671円	40,583,477円	△8,806円

② まつぼっくり子ども教室

収入	支出	収支差額
30,459,685円	30,363,683円	96,002円

③ 第2まつぼっくり子ども教室

収入	支出	収支差額
33,060,651円	30,740,234円	2,320,417円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、おおむね適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われていた。

補助に係る会計経理内容について、法人は経理規程が未整備であり、一般的な会計の慣行に基づく収支決算書を作成する体制が十分に整っていない。その結果、収支決算書の補助金収入の記載に一部誤りがあった。法人は経理規程を早急に整備し、正確な収支決算書の作成に努められたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 株式会社日本保育サービス

(1) 団体の概要

株式会社日本保育サービス（以下「会社」という。）は、平成16年10月に設立した。現在は保育所・託児所の設置運営、学童クラブ事業及び児童館事業等を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 認可保育所（大島第五保育園、南砂第四保育園、アスクもんなか保育園、アスク豊洲保育園、アスク東大島保育園）
- ② 認証保育所（アスクバイリンガル保育園亀戸）

区は、会社に対して、補助金を交付した。また、区は、会社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

南砂第四保育園

イ 補助金交付

(ア) 根拠法令等

- ① 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ② 江東区保育施設等給食費緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年6月30日4江こ保第1198号。以下「給食費緊急支援事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）

(イ) 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
南砂第四保育園	9,093,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	556,700円	給食費緊急支援事業補助要綱
	291,708円	物価高騰緊急支援事業補助要綱

計	9,941,408円	
---	------------	--

(ウ) 補助事業の概要

職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、原油価格や物価高騰により影響を受ける給食実施や光熱水費等に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施設名	令和5年度	令和4年度
南砂第四保育園	202,673,487円	201,915,306円

(ウ) 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第9条第2項の規定に掲げる業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理

(3) 監査対象施設に係る財政状況

南砂第四保育園は、主として指定管理料や補助金により運営されている。令和5年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	11,945,070円	
収入	213,960,566円	
保育事業収入	212,390,988円	区指定管理料、補助金等
受取利息配当金収入	524円	
その他の収入	1,569,054円	利用者等外給食費収入、雑収入
支出	202,015,496円	
人件費支出	134,997,767円	
事業費支出	18,304,356円	
事務費支出	47,171,592円	
その他の支出	1,541,781円	利用者等外給食費支出
施設整備等による収支(2)	△589,950円	
収入	0円	
支出	589,950円	固定資産取得支出

その他の活動による収支(3)	△6,239,844円	
収入	0円	
支出	6,239,844円	拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)	42,290,231円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	47,405,507円	

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。
- ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 株式会社ネス・コーポレーション

(1) 団体の概要

株式会社ネス・コーポレーション（以下「会社」という。）は、平成14年4月に設立し、保育所、託児所の経営並びに保育所の一時預かり事業等を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 認可保育所（ナーサリールームベリーベアー深川冬木、ナーサリールームベリーベアー東雲）
- ② 認証保育所（ナーサリールームベリーベアー東雲Annex、ナーサリールームベリーベアー亀戸）

区は、会社に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

ナーサリールームベリーベアー深川冬木、ナーサリールームベリーベアー東雲

イ 根拠法令等

- ① 江東区私立保育所等補助要綱（平成27年4月1日27江こ保第3093号。以下「私立保育所等補助要綱」という。）
- ② 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2742号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区私立・公設民営保育所一時保育事業費補助要綱（平成11年3月9日江厚保発第561号。以下「一時保育事業費補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区延長保育事業費補助要綱（平成11年3月9日江厚保発第562号。以下「延長保育事業費補助要綱」という。）
- ⑥ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ⑦ 江東区保育施設等給食費緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年6月30日4江こ保第1198号。以下「給食費緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑧ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10

月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。)

⑨ 江東区医療的ケア児保育支援事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日5江こ保第2250号。以下「医療的ケア児保育支援事業費補助要綱」という。)

⑩ 江東区保育施設等帰宅困難者対策費補助金交付要綱（平成25年11月29日25江こ保第2433号。以下「帰宅困難者対策費補助要綱」という。)

⑪ 江東区保育所等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日5江こ保第395号。以下「送迎バス等安全対策支援事業費補助要綱」という。)

ウ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
ナーサリールームベリーベアー深川冬木	84,281,237円	私立保育所等補助要綱
	17,438,000円	キャリアアップ補助要綱
	8,114,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	7,726,600円	一時保育事業費補助要綱
	6,092,840円	延長保育事業費補助要綱
	5,648,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	1,218,880円	給食費緊急支援事業補助要綱
	591,300円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
計	131,110,857円	
ナーサリールームベリーベアー東雲	55,880,422円	私立保育所等補助要綱
	11,559,000円	キャリアアップ補助要綱
	8,419,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	7,427,400円	一時保育事業費補助要綱
	5,566,480円	延長保育事業費補助要綱
	10,543,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	638,740円	給食費緊急支援事業補助要綱
	312,732円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	2,094,000円	医療的ケア児保育支援事業費補助要綱
	501,585円	帰宅困難者対策費補助要綱

	36,000円	送迎バス等安全対策支援事業費補助要綱
計	102,978,359円	

エ 補助事業の概要

私立保育所施設運営、保育士等のキャリアアップに向けた取組み、特別保育や地域子育て支援の推進事業、一時的又は緊急時の保育、時間延長の需要に対応する延長保育事業、職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、原油価格や物価高騰により影響を受ける給食実施並びに光熱水費等、医療的ケア児の受入れ、大規模災害の発生時に備えて備蓄する飲料水や食糧の購入及び送迎バス等の置き去り防止対策に要する費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

監査対象施設は、主として委託費収入、補助金収入等をもって運営されている。令和5年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① ナーサリールームベリーベアー深川冬木

収 入	支 出	収支差額
376,069,070円	358,108,969円	17,960,101円

② ナーサリールームベリーベアー東雲

収 入	支 出	収支差額
287,167,240円	294,094,243円	△6,927,003円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、おおむね適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

9 株式会社図書館流通センター

(1) 団体の概要

株式会社図書館流通センター（以下「会社」という。）は、昭和54年12月に設立された。書籍及び雑誌の販売のほか、図書館管理運営業務の受託や代行業等を行っている。

(2) 区との関係

区は、会社を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

- ① 東陽図書館
- ② 東雲図書館
- ③ 城東図書館
- ④ 東大島図書館

イ 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	令和5年度	令和4年度
東陽図書館外 3 館	322,092,177円	332,832,467円

エ 指定管理業務

江東区立図書館条例（昭和40年12月江東区条例第34号）第5条第2項に掲げる業務

- ① 図書館事業の実施に関する業務
- ② 図書館の利用に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

東陽図書館外3館は、指定管理料のほか、コピー機利用料収入により運営されている。令和5年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
収入(1)	322,827,687円	
指定管理料	322,092,177円	
コピー機利用料収入	735,510円	
支出(2)	317,100,802円	

	人件費	219,199,870円	
	事業費	7,995,605円	
	施設管理維持費	22,208,927円	
	その他	67,696,400円	福利厚生費、本部管理経費等
	収支差額 (1)-(2)	5,726,885円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。